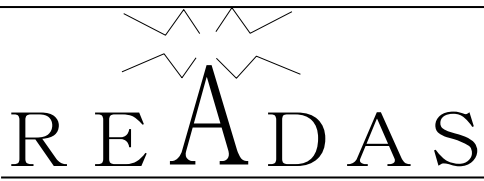


第 6084 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 16日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 不動産賃貸契約時に支払う保証金等

**Q**：事務所を賃借する際に保証金を払いました。このうち一部は返還されませんが、この費用は、どのような処理をするのですか？

**A**：保証金のうち返還されない部分の金額は繰延資産として計上します。仲介手数料は、支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

### 【解説】

法人税では、建物賃借に係る保証金のうち返還される部分の金額は保証金として資産計上し、返還されない部分の金額は、権利金等として繰延資産に計上し、償却を通して損金の額に算入することとなります。この場合の償却期間については、権利金等の具体的な内容によりその取扱いが定められています。

一方、仲介手数料については、権利金等と同様に建物賃借するために直接要する費用であることから繰延資産として取扱うべきものと考えられますが、一般に建物賃借に際して支払う仲介手数料の額は1ヵ月分の賃借料に相当する金額であるなど、少額であることから支出時に損金の額に算入することが認められています。

したがって、ご質問の場合、保証金のうち返還されない部分の金額は繰延資産として計上し、仲介手数料については、損金の額に算入することが認められます。

